

産業廃棄物の処理

(廃棄物処理法の概要)

広島市環境局業務部
産業廃棄物指導課

(令和4年10月改訂)

目 次

第 1 廃棄物の定義等	1
1 法の制定.....	1
2 法の位置付け.....	1
3 法の目的.....	2
4 法体系.....	2
5 廃棄物の定義.....	3
(1) 一般廃棄物と産業廃棄物.....	3
(2) 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の種類.....	4
(3) 石綿（アスベスト）を含有する産業廃棄物.....	9
(4) 水銀を含有する産業廃棄物.....	9
第 2 産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理	11
1 処理に係る基準の概要.....	11
(1) 廃棄物の発生から最終処分までの過程と適用基準.....	11
(2) 処理基準の法体系.....	13
2 産業廃棄物の処理に係る基準.....	15
(1) 産業廃棄物保管基準.....	15
(2) 産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）.....	17
(3) 産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））.....	19
(4) 産業廃棄物処理基準（埋立処分）.....	22
(5) 産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）.....	28
3 特別管理産業廃棄物の処理に係る基準.....	29
(1) 特別管理産業廃棄物保管基準.....	29
(2) 特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）.....	30
(3) 特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））.....	32
(4) 特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）.....	33
(5) 特別管理産業廃棄物の海洋投入処分.....	37
4 石綿含有産業廃棄物の処理.....	38
5 廃石綿等の処理.....	39
(1) 廃石綿等処理計画書の提出.....	39
(2) 廃石綿等適正処理の講習.....	39
(3) 廃石綿等処理実施報告書の提出.....	39
6 水銀を含有する産業廃棄物の処理.....	39
7 PCB廃棄物の処理.....	41
(1) PCB特措法に基づく届出.....	41
(2) 期間内の処分等.....	42
(3) 譲渡し及び譲受けの制限.....	42
(4) 罰則.....	42

(5) 広島市指導要綱に基づく届出	42
8 ダイオキシン類に係る対策	43
(1) ダイオキシン類の含有量基準	43
(2) ダイオキシン類の自主測定	43
(3) 特別管理産業廃棄物管理責任者の設置	43
(4) 特別管理産業廃棄物の処理基準	43
(5) ばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置	44
(6) 最終処分場の維持管理基準	44
9 禁止事項等	45
(1) 廃棄物の投棄禁止	45
(2) 廃棄物の焼却禁止	45
(3) 指定有害廃棄物（硫酸ピッチ）の処理禁止	45
第3 排出事業者の責務	46
1 排出事業者の責務	46
(1) 排出事業者の責務	46
(2) 建設廃棄物の排出事業者	46
(3) 廃棄物の適正処理	46
2 多量排出事業者の責務	47
(1) 多量排出事業者の定義	47
(2) 処理計画の提出及び実施状況の報告	47
(3) 電子マニフェストの使用義務	47
3 処理の委託	48
(1) 委託基準の遵守	48
(2) 処理業者の能力確認	50
4 産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）	51
(1) マニフェスト制度とは	51
(2) マニフェストの交付義務と罰則	51
(3) 電子マニフェストシステム	55
(4) マニフェスト交付等状況報告（再掲）	56
5 責任者の設置	56
6 帳簿の記載及び保存義務	57
第4 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業	58
1 許可の種類	58
(1) 許可の種類	58
(2) 許可を要しない者	60
(3) 許可の有効期間	62
2 許可の基準等	62
(1) 施設に係る基準	62
(2) 申請者の能力に係る基準	64
(3) 欠格要件	65

3	変更許可及び更新許可	67
(1)	変更許可	67
(2)	更新許可	67
4	届出	67
(1)	廃止届及び変更届	67
(2)	欠格要件該当届	68
5	優良産廃処理業者認定制度	69
(1)	制度の目的	69
(2)	制度のメリット	69
(3)	優良基準	70
(4)	申請方法	70
(5)	優良認定業者情報の公表	70
6	処理業者の責務	71
(1)	処理基準の遵守	71
(2)	処理困難に伴う通知	71
(3)	受託の禁止	71
(4)	再委託基準の遵守	71
(5)	マニフェストの回付及び返送	72
(6)	名義貸しの禁止	72
(7)	帳簿の記載及び保存義務	72
(8)	事業の廃止等に伴う通知	73
第5	産業廃棄物処理施設	74
1	処理施設の設置	74
(1)	設置許可	74
(2)	許可申請	75
(3)	告示・縦覧	75
2	許可の基準等	75
(1)	構造基準	75
(2)	生活環境の保全等	75
(3)	申請者の能力に係る基準	76
(4)	欠格要件	76
(5)	過度の集中の制限	76
3	使用前検査	76
4	定期検査	76
(1)	対象施設	76
(2)	定期検査の申請	76
(3)	定期検査の頻度	77
(4)	検査事項等	77
5	変更許可	77
6	届出等	77

(1) 変更届及び廃止届	77
(2) 埋立処分終了届	78
(3) 最終処分場の廃止確認	78
(4) 欠格要件該当届	78
(5) 譲受け等の許可	78
(6) 合併又は分割の認可	78
(7) 相続届	78
7 設置者の責務	79
(1) 技術管理者の設置	79
(2) 産業廃棄物処理責任者の設置	80
(3) 維持管理基準の遵守	80
(4) 維持管理状況の公表、記録及び閲覧	80
(5) 維持管理積立金の積立て	82
(6) 事故時の措置	82
8 熱回収施設	83
(1) 熱回収施設設置者の認定制度	83
(2) 認定基準	83
(3) 休廃止等の届出及び熱回収に関する報告	84
第6 廃棄物が地下にある土地の形質の変更	85
1 土地の形質の変更の届出及び計画変更命令	85
2 土地の形質の変更に関する措置命令	85
第7 産業廃棄物の処理に係る特例	86
1 再生利用認定制度	86
2 広域的処理認定制度	86
3 無害化処理認定制度	87
4 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度	88
第8 廃棄物再生事業者	89
1 廃棄物再生事業者の登録	89
2 届出	89
3 登録の取消し	89
第9 行政処分等	90
1 報告の徴収	90
2 立入検査	90
3 行政処分	90
(1) 改善命令	90
(2) 措置命令	90
(3) 行政代執行	91
(4) 措置命令の規定の準用	92
(5) 許可の取消し等	92
4 罰則	93

第10 資料	97
1 廃棄物処理法の変遷	97
2 有用物と産業廃棄物の取扱い	99
3 排出事業者の報告等一覧	100
4 問い合わせ先	100

この冊子では、法律等の名称を次のとおり省略しています。

法 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)

施行令 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 (昭和 46 年政令第 300 号)

施行規則 : 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 (昭和 46 年厚生省令第 35 号)

告 : 告示 (環境庁告 : 環境庁告示、厚告 : 厚生省告示、環告 : 環境省告示)

図表目次

図表 1	廃棄物処理法の位置付け	1
図表 2	廃棄物処理法の法体系	2
図表 3	一般廃棄物と産業廃棄物の分類①	3
図表 4	一般廃棄物と産業廃棄物の分類②	3
図表 5	廃棄物判断フロー	4
図表 6	産業廃棄物の種類（法第 2 条、施行令第 2 条、第 2 条の 2、第 2 条の 3）	5
図表 7	特別管理産業廃棄物の種類（施行令第 2 条の 4）	7
図表 8	特別管理産業廃棄物のうち、特定有害産業廃棄物の種類（施行令第 2 条の 4）	8
図表 9	石綿を含有する産業廃棄物	9
図表 10	石綿を含有する産業廃棄物の処理基準	9
図表 11	水銀を含有する産業廃棄物	9
図表 12	水銀使用製品産業廃棄物の定義	10
図表 13	廃棄物の発生から適正処理までの過程と適用基準	11
図表 14	産業廃棄物保管基準と産業廃棄物処理基準の適用範囲	12
図表 15	産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理基準	13
図表 16	産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条）	15
図表 17	積上げ高さ制限	16
図表 18	保管場所における掲示板の表示例	16
図表 19	産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条）	17
図表 20	運搬車両への表示例	18
図表 21	収集運搬時に備え付けておくべき書面等	19
図表 22	産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））	19
図表 23	産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条）	22
図表 24	種類別の産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条）	23
図表 25	安定型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	25
図表 26	管理型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	25
図表 27	安定型最終処分場の浸透水・周縁地下水の検査項目等	26
図表 28	管理型最終処分場の放流水・周縁地下水の検査項目等	27
図表 29	産業廃棄物処理基準（海洋投入処分）（施行令第 6 条）	28
図表 30	特別管理産業廃棄物保管基準（施行規則第 8 条の 13）	29
図表 31	特別管理産業廃棄物処理基準（収集・運搬、運搬後の保管）（施行令第 6 条の 5）	30
図表 32	特別管理産業廃棄物処理基準（処分又は再生（埋立処分又は海洋投入処分を除く。））（施行令第 6 条の 5）	32
図表 33	特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）（施行令第 6 条の 5）	33
図表 34	種類別の特別管理産業廃棄物処理基準（埋立処分）の体系（施行令第 6 条の 5）	35
図表 35	遮断型最終処分場の構造等（最終処分基準省令第 2 条）	36
図表 36	有害物質を含む特別管理産業廃棄物の判定基準（総理府令）	37

図表37	特別管理産業廃棄物の処分又は再生後に生じた廃棄物の埋立処分基準	37
図表38	石綿含有産業廃棄物の処理基準	38
図表39	水銀を含有する産業廃棄物の処理基準（施行令第6条、第6条の5）	40
図表40	ダイオキシン類を含む特別管理産業廃棄物	43
図表41	ダイオキシン類を含むばいじん、燃え殻等の飛散及び流出防止措置	44
図表42	最終処分場における措置	44
図表43	焼却禁止の例外（法第16条の2、施行令第14条）	45
図表44	処理の委託基準（施行令第6条の2、第6条の6）	48
図表45	委託契約書に記載すべき事項及び添付すべき書面（施行令第6条の2、第6条の6）	49
図表46	産業廃棄物管理票（マニフェスト）の流れ（法第12条の3）	51
図表47	産業廃棄物管理票制度（マニフェスト制度）の概要（施行規則第8条の19～30の2）	52
図表48	紙マニフェストの交付、回付及び返送の手順	54
図表49	電子マニフェストシステム	55
図表50	特別管理産業廃棄物管理責任者の資格（施行規則第8条の17）	56
図表51	排出事業者の帳簿記載事項（施行規則第8条の5第1項、第8条の18第1項）	57
図表52	許可の種類	58
図表53	収集運搬業の許可の有効範囲	58
図表54	収集運搬業の許可が必要な県・市（例）	59
図表55	処理業の許可を要しない者	60
図表56	他法令に基づく特例（処理業の許可を要しない者）	61
図表57	産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条、第10条の5）	62
図表58	特別管理産業廃棄物処理業の施設に係る基準（施行規則第10条の13、第10条の17）	63
図表59	申請者の能力に係る基準（施行規則第10条、第10条の5、第10条の13、第10条の17）	64
図表60	欠格要件（法第14条、第14条の4）	65
図表61	処理業者の変更届出事項（施行規則第10条の10、第10条の10の2、第10条の23、第10条の23の2）	68
図表62	処理業者の再委託基準（施行令第6条の12、第6条の15）	72
図表63	処理業者の帳簿記載事項（施行規則第10条の8、第10条の21）	73
図表64	許可が必要な処理施設の種類の種類（施行令第7条）	74
図表65	技術管理者の資格（施行規則第17条）	79
図表66	維持管理状況の記録及び閲覧（施行規則第12条の7の4、第12条の7の5）	80
図表67	特定処理施設（施行令第24条、施行規則第18条）	83
図表68	指定区域として指定する土地（施行令第13条の2）	85
図表69	再生利用認定制度の概要（法第15条の4の2）	86
図表70	広域的処理認定制度の概要（法第15条の4の3）	87
図表71	無害化処理認定制度の概要（法第15条の4の4）	87
図表72	二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例認定制度の概要（法第12条の7）	88
図表73	廃棄物再生事業者の登録基準（施行規則第16条の2）	89
図表74	廃棄物再生事業者の変更届出事項（施行令第20条）	89
図表75	措置命令の対象者（法第19条の5第1項、第19条の6第1項）	91

図表76	行政代執行の要件（法第19条の8第1項）	92
図表77	措置命令の規定の準用対象者（法第19条の10）	92
図表78	許可を取り消さなければならない場合	92
図表79	事業の停止を命ずることができる場合	93
図表80	施設の使用の停止等を命ずることができる場合	93
図表81	5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法第25条）	93
図表82	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこの併科（法第26条）	94
図表83	2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はこの併科（法第27条）	94
図表84	1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（法第27条の2）	94
図表85	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第28条）	95
図表86	6か月以下の懲役又は50万円以下の罰金（法第29条）	95
図表87	30万円以下の罰金（法第30条、第31条）	95
図表88	両罰規定（法第32条第1項）	96
図表89	過料（法第33条、第34条）	96
図表90	廃棄物処理法の変遷	97
図表91	有用物と産業廃棄物の取扱い	99